

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を 創設することを求める意見書

加齢性難聴は、日常生活において生活のしづらさを感じさせる。また、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となる。

最近では、うつ病や認知症につながるとも言われている。

補聴器の価格は、片耳当たりで概ね3万円から20万円であり保険適用でないため、全額自己負担となる。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担となっている。なお、扶桑町では、軽度・中等度難聴児補聴器購入への補助をすでに行っている。

高齢者の生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことや、認知症予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制の観点から、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成をすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

扶桑町長 鯖瀬 武 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会